

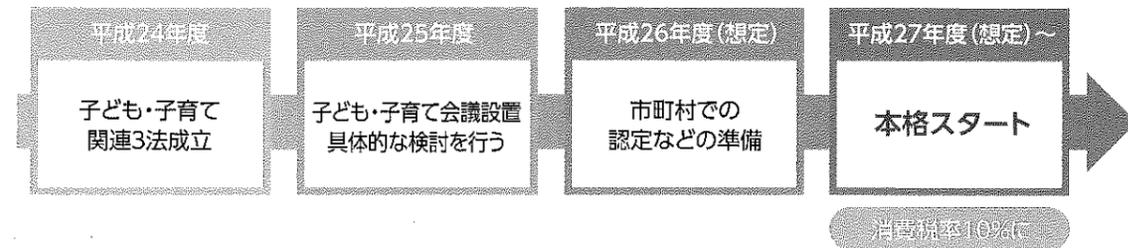
よくある質問にお答えします

Q1 『子ども・子育て支援新制度』は、いつからスタートするのですか？



A1 平成27年度に本格的なスタートをめざしています。

『子ども・子育て支援新制度』の実施にあたっては、消費税率引き上げにともなう財源が約7,000億円充てられます。平成25年度に国に設置される『子ども・子育て会議』で、より具体的な検討を進め、消費税の10%引き上げの時期を踏まえて、早ければ平成27年度をめどに新制度による支援が本格的にスタートする予定です。



Q2 新制度での認定こども園や幼稚園、保育所などの利用方法を教えてください。



A2 まず、お住まいになっている市町村にご相談ください。

教育・保育を受けようとする子どもの保護者の方は、市町村から保育の必要性等の認定を受けることになります。利用者の方には、認定に応じ、希望する施設を選択していただくことになります。また、利用する施設を選ぶ際には、必要に応じて市町村による利用の調整や施設のあっせんなどの支援が受けられます(なお、保育の利用に当たっては市町村に申し込み後、市町村が調整する仕組みになっています)。

Q3 利用者の負担(利用料)はどうなりますか？



A3 所得に応じた負担(応能負担)が基本となります。

利用者の負担額は、所得に応じた負担(応能負担)を基本として、国の基準をベースに地域の実情に応じて市町村が設定します。ただし、施設は一定の要件のもとで、市町村が定める額よりも必要経費を上乗せして徴収することも可能です。

Q4 子育てのさまざまなニーズに応じた支援が必要だと思いますが…

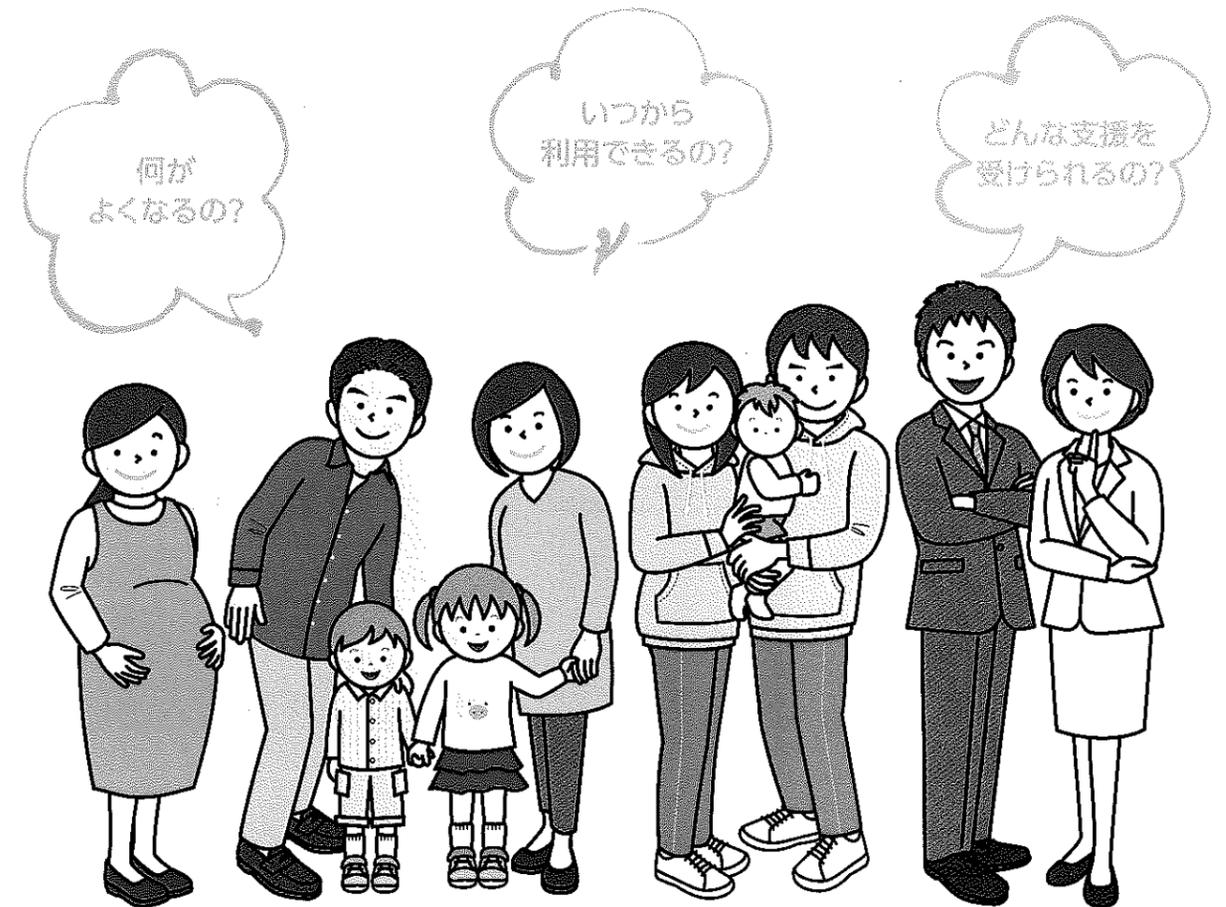


A4 新しい制度では、多様な事業に対して財政支援を行い、子育て支援を充実させていきます。

急な仕事や病気、兄弟姉妹の学校行事などの際に利用できる「一時預かり」や、「病児保育」、「放課後児童クラブ」などの事業を市町村の実施する「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけ、国が財政支援を行います。この「地域子ども・子育て支援事業」には、保育が必要な子どもだけでなく、すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援が含まれます。

おしえて!

子ども・子育て支援新制度



『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

お問い合わせ先

◎内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室 Tel:03-5253-2111 (代表)

◎詳しい内容を知りたい方は

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索

内閣府・文部科学省・厚生労働省

子育てをめぐる課題の解決をめざします



こうした課題の解決に向けて、『子ども・子育て支援新制度』では、次の取り組みを進めます。

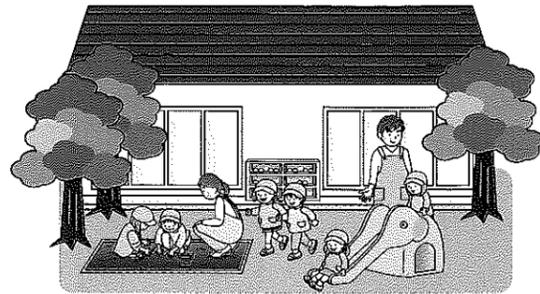
課題 1 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します

幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

【認定こども園】は、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設であり、設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進めます。

【認定こども園】の主なメリットは？

- 【認定こども園】は、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できます。
- 【認定こども園】に通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの子育て支援を受けることができます。



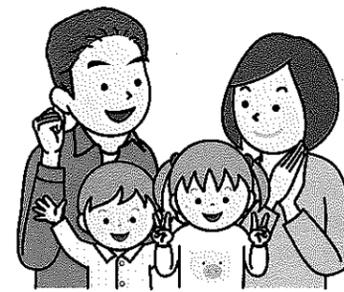
課題 2 子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます

地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、財政支援を強化します。

支援の例は？

- 親子が交流できる拠点の設置数増加
- 一時預かりの増加
- 放課後児童クラブの増加（対象を小学校6年生まで拡大）



子ども・子育て支援新制度の財源は？

消費税率引き上げによる増収分のうち7,000億円程度の財源を確保します。さらに、その他の財源も含め合計1兆円超の財源確保をめざします。

取り組みを進めるのは誰？

子ども・子育て支援の取り組みは、住民に最も身近な市町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園・幼稚園・保育所などの整備を計画的に進めます。

課題 3-1

待機児童の解消のため、保育の受入れ人数を増やします

市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。

地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備します。また、少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育も組み合わせ、待機児童の解消を計画的に進めます。

※保育所は、必要な基準を満たした上で、利用定員20人以上の子どもを保育する施設を指します。

新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。

少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育への財政支援（地域型保育給付）を新たに行うことで、多様な保育を充実させ、受け入れられる子どもの人数を増やします。

課題 3-2

子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します

身近な地域での保育機能を確保します。

子どもが減少している地域では、保育所の統廃合などで、遠くの施設を利用したり、利用を断念したりしている実態があります。この改善のため、地域型保育給付（課題3-1参照）により少人数の保育施設などの安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保します。

地域の多様な保育ニーズに対応します。

地域型保育の拠点は、認定こども園などと連携し保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することで、地域の多様な保育ニーズにも対応します。

